

承認第4号

専決処分の承認を求めることについて

令和2年度筑北村冠着温泉施設特別会計補正予算〔第6号〕について、急施を要すると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求める。

令和3年3月4日 提出

筑北村長 関川芳男

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により令和2年度筑北村冠着温泉施設特別会計補正予算〔第6号〕を次のとおり専決処分する。

令和3年2月8日

筑北村長 関川芳男

令和2年度筑北村冠着温泉施設特別会計補正予算〔第6号〕

令和2年度筑北村の冠着温泉施設特別会計補正予算〔第6号〕は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ193千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63,173千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年2月8日 専 決

筑北村長 関川芳男

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		44,541	193	44,734
	1 他会計繰入金	44,541	193	44,734
歳 入	合 計	62,980	193	63,173

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 経営管理費		13,067	193	13,260
	2 新型コロナウイルス対策費	2,900	193	3,093
歳 出	合 計	62,980	193	63,173

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 繰入金	44,541	193	44,734
歳入合計	62,980	193	63,173

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 経営管理費	13,067	193	13,260	0	0	193	0
歳出合計	62,980	193	63,173	0	0	193	0

2 歳 入

(款) 1 繰 入 金

(項) 1 他会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1一般会計繰入金	44,541	193	44,734	1一般会計繰入金	193	003 新型コロナウイルス対策繰入金 193 001 新型コロナウイルス対策繰入金 193
計	44,541	193	44,734			

3 歳 出

(款) 1 経営管理費

(項) 2 新型コロナウイルス対策費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国 支 出	県 金	地方債				
1新型コロナウイルス対策費	2,900	193	3,093			193		10 需用費	15	001 消耗品費 15 001 消耗品等 15
						(入) 新型コロナウイルス対策繰入金 193		14 工事請負費	△336	020 単独工事請負費 △336 030 建物(事業用資産) △336
								17 備品購入費	514	010 補助備品購入費 514 002 備品購入費(資産対象外) 514
計	2,900	193	3,093			193				